



《オークション規約》

第1章 総 則

第2章 会員登録

第3章 会員の権利義務

第4章 出品／落札

第5章 車輛検査

第6章 代金決裁／譲渡書類

第7章 クレーム裁定

《補足資料》

オークション手数料

書類細則

評価基準

クレーム細則

第1章 総則

第1条 (目的)

本規約は、株式会社シーエーエー及び同社の子会社（以下、「CAA」といいます。）が運営するオートオークション（以下、「オークション」といいます。）に関し、CAAと会員登録契約を締結する事業者（以下、「会員」といいます。）との間の権利義務等について定めることにより、オークションの円滑かつ公正な運営を図るとともに、相互の繁栄及び中古車市場の発展に寄与することを目的とします。

第2条 (規則の制定)

CAAは、本規約のみならず、古物営業法及び監督官庁の指導等に則り、各会場の特性に応じて、細則その他の規則（以下、本規約と総称して「本規約等」といいます。）を別途制定することができるものとし、会員はこれに従います。

第3条 (本規約等の改定)

1. CAAは、諸般の事情により本規約等を改定する必要があると認めた場合は、随時かつ任意にこれを改定することができるものとし、この場合、予め適用実施日を定めた上、改定内容を会員に告知します。
2. 改定後の本規約等は、その適用実施日以降に開催されるオークションについて適用されるものとし、それより前のオークションについては従前の例によります。
3. 会員が、改定後の本規約等について、その適用実施日以降にオークションを利用した場合には、これをもって改定内容に同意したものとみなされます。

第4条 (開催の概要)

オークションの開催場所・名称、開催日及び開催時間については、別に定めるところによります。

第5条 (登録データに関する権利)

1. CAAがオークションの運営に伴い作成・開示・提供する車両情報その他のオークションデータについては、基礎になった情報が会員から提供されたものであっても、その知的所有権、使用権その他一切の権利は、CAAに専属的に帰属するものとし、会員はこれに同意します。
2. 会員は、自らまたは第三者を介して、CAAから書面による事前承諾を得ないで、オークションデータを流用してはならないものとします。

第6条 (秘密保持)

会員は、オークションに関連・付随して知り得たCAAの技術上・営業上の機密情報及び特定の個人のプライバシーに属する情報について、一般顧客を含む第三者に対し開示・漏洩してはならないものとします。

第7条 (運営上の免責)

CAAは、次の各号に定める事由により会員が被った損害については、その賠償責任を

負わないものとします。

- ① コンピュータ、ハードウェア、ソフトウェア、通信回線その他オークションに関するシステム（業務提携先に関するものを含む）の障害・不具合等により発生した損害
- ② 天災地変その他不可抗力に起因する損害
- ③ 利用上の誤りその他会員の責に帰すべき事情に起因する損害
- ④ その他、CAAの責に帰すべからざる事情により生じた損害

第8条（紛争の処理）

オークションの運営に伴い生じた会員間の紛争については、CAAが公平かつ中立な立場で双方の利害を調整し、必要に応じて裁定を行うものとし、会員はその裁定結果に従うものとします。

第9条（管轄権の合意）

オークションの運営に伴い、会員とCAAとの間に紛争が生じた場合は、紛争の原因となった取引が行われた会場を管轄する裁判所をもって、その専属的な管轄裁判所とします。

第2章 会員登録

第10条（会員登録）

オークションを利用するためには、CAAが別に定める手続に従い、CAAとの間で会員登録契約を締結しなければならないものとします。

第11条（入会資格）

CAAの会員となるためには、以下の要件を満たし、かつ、CAAにおける会員資格審査に合格して入会の承認を受ける必要があります。

- ① 中古自動車取扱いに関する古物商の許可（行商の申請がされているもの）を1年以上前から取得・保有していること
- ② 原則として常設の店舗、整備工場または車両保管場所を有し、現に営業活動を行っていること
- ③ CAAが定める必要書類を提出すること
- ④ CAAが定める入会金及び保証金を納入すること

第12条（会員登録契約）

1. CAAが入会を承認したときをもって、会員登録契約が成立するものとします。
2. 会員登録契約の有効期間は、入会承認日の日から1年とします。但し、期間満了の1ヶ月前までに、書面による特段の申し出がない場合には、同契約は期間を1年として当然に更新され、以後も同様とします。

第13条（登録事項の変更に関する届出）

会員は、CAAへの登録事項について変更が生じた場合は、CAAが別に定める手続に従い、変更が生じた日から1ヶ月以内に、CAAに対し変更内容を届け出なければならないものとします。届出がない場合、CAAは当該会員を取引制限に付すことができるもの

とし、それによって生じた損害についてCAAは一切の責任を負わないものとします。

第14条（会員カードの貸与）

1. CAAは、会員に対し、次のとおりポストカード、IDカード（以下、「会員カード」と総称します。）を発行して貸与するものとします。

(1) ポストカード

オークション会場に提示して確認を受けることで、オークションのシステムを利用することが認められるものであり、1会員あたり1枚に限り貸与されるもの。

(2) IDカード

オークション会場において携行・提示することで、入場が認められるものであり、

1. 会員あたり3枚の範囲内で貸与されるもの。
2. 会員カードの携行・提示がない場合、CAAの判断により、オークション会場への入場を禁止し、またはオークションの利用を制限する場合があります。

第15条（会員カードの管理責任）

1. 会員カードは、会員本人（法人の場合はその代表者及び届出にかかる役員ないし従業員）に限り使用することができるものとし、これを第三者に貸与し、譲渡し、担保として預託し、あるいはその他第三者に占有を移転することは一切認められません。
2. 会員は、会員カードについて善良な管理者としての注意義務を負い、これを厳正かつ適切に管理しなければなりません。
3. 会員は、会員カードの使用に伴って生じる一切の責任を負うものとし、紛失・盗難その他理由の如何を問わず、第三者が使用したことをもって免責を主張することはできません。
4. 会員カードについて紛失・盗難等の事故が発生した場合、会員はCAAに対し、直ちにその旨を届け出るものとします。この場合、CAAが別に定める手数料を負担することにより、会員カードの再発行を受けることができます。
5. 会員カードについて登録事項の変更があった場合、会員はCAAに対し、直ちにその旨を届け出るものとし、CAAはその遅滞によって生じた一切の責任を負いません。

第16条（保証金）

1. 会員登録契約に伴い、会員はCAAに対し負担する一切の債務を担保するため、CAAが別に定めるところに従い、保証金を預託するものとします。
2. 保証金は無利息とします。
3. 保証金について不足が生じた場合、会員は、CAAが指定する期日までに不足額を補填しなければなりません。
4. 会員は、保証金をもって、CAAに対して負担する債務との相殺を主張することはできません。
5. 保証金は、会員登録契約が終了し、CAAが別に定める返還期限が到来した後に、会員がCAAに対して負担する一切の債務を控除してなお残額が生じた場合について、

会員カード（ポスカード・IDカード）及び保証金預り証の返還と引き換えに、その残額を会員に返還します。

第17条（連帯保証人）

1. 会員登録契約に伴い、会員は、連帯保証人を付さなければならないものとし、CAAが別に定める手続に従い、そのために必要な書類を提出しなければなりません。
2. 連帯保証人は、会員のCAAに対する一切の債務について会員と連帯して履行の責任を負います。
3. 連帯保証人は、当該会員と同等の資産及び能力を有すると認められる必要があり、かつ、これを証する資料を提出してCAAの承認を得なければなりません。

第18条（会員の任意退会）

会員は、いつでも任意に会員登録契約を解約してCAAを退会することができます。但し、解約により、CAAに対し既に負担している債務等を免れることはできません。

第19条（会員の強制退会）

会員が、次の各号に定める事由のいずれかに該当した場合、CAAは、事前の通知を要することなく会員登録契約を解除し、会員を強制退会させることができるものとします。この場合、CAAの会員に対する損害賠償請求を妨げません。

- ① オークションに伴う支払いを1ヶ月以上遅滞したとき
- ② 入会に伴う登録事項について、重大な虚偽の事実があることが明らかになったとき
- ③ 自らまたは第三者を介してオークションデータを流用したとき
- ④ オークションに関連・付随して知り得たCAAの技術上・営業上の機密情報及び特定の個人のプライバシーに属する情報を第三者に開示・漏洩したとき
- ⑤ 会員カードを第三者に貸与し、譲渡し、担保として預託し、あるいはその他第三者に占有を移転したとき
- ⑥ CAAに対する債権を他に譲渡し、担保に提供し、またはこの債権について他より差押え、仮差押え、仮処分等を受けたとき
- ⑦ 監督官庁により営業の取消または停止等の処分を受けたとき
- ⑧ 差押え・仮差押え・仮処分の申立てを受けたとき、または、破産・会社更生手続・民事再生手続・会社整理等の法的整理手続の申立てがなされたとき
- ⑨ 手形・小切手が不渡りとなったとき、または銀行取引停止処分を受けたとき
- ⑩ 営業譲渡・変更、解散、または合併を決議したとき
- ⑪ 連絡が1ヶ月以上不可能となった場合
- ⑫ 本規約等に関する重大な違反が認められたとき
- ⑬ 犯罪行為に関与するなど社会的信用を損なう行為が認められたとき
- ⑭ メーター改ざんに関与したと認められたとき
- ⑮ その他CAAの会員としてふさわしくない行為があったとき

第3章 会員の権利義務

第20条 (会員の権利)

会員は、オークションに関するサービスを利用することができます。CAAが提供するその他のサービス、またはCAAの業務提携先が提供するオークションに関するサービス等の利用については、別に定めるところによります。

第21条 (会員の義務)

会員が、オークションに関するサービス等を利用するに際しては、本規約等を遵守しなければなりません。

第22条 (会員の権利の制限)

1. CAAは、取引実績その他諸般の事情に応じて、会員の取引限度額その他の取引条件を設定・変更することができるものとします。
2. 会員が、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合、CAAは当該会員に対し制裁を課し、または取引条件を制限することができるものとします。
 - ① 本規約等に定める債務の支払いを遅滞したとき
 - ② 落札車両の名義変更手続が所定の期限までに履行されないとき
 - ③ クレームもしくは紛争の処理において、CAAが本規約に基づいて判断した裁定の結果に従わないとき
 - ④ 違法行為に関係する車両を出品したと認められたとき
 - ⑤ その他、CAAが取引を不相当であると認めたとき
3. 前項に基づく制裁または取引条件の制限は、次のとおりとします。
 - ① ペナルティーの徴収
 - ② 取引限度額の変更
 - ③ オークション会場への入場禁止または退場
 - ④ オークションに関するサービスの利用停止
 - ⑤ 出品・落札車両の搬出入に関する制限

第23条 (禁止行為)

1. 会員は、以下に定める行為をしてはならないものとします。
 - ① 出品車両について、オークションによらず直接交渉によって取引する行為
 - ② 自己出品車両について、自らまたは第三者を介して、落札価格の吊り上げを図る行為、これに協力する行為、その他競り上げを阻害する行為
 - ③ 出品・落札における名義貸し、会員カードの貸与、ポス端末機の代行操作など実質的な取引の主体を偽るすべての行為
 - ④ 出品・落札車両の名義人をはじめオークションに関係する利害関係人に対し、CAAを介することなく直接に連絡・接触する行為
 - ⑤ 会員以外の者、その他CAAが入場を許可していない者をオークション会場に同伴する行為

- ⑥ CAAが管理する区域に許可なく立ち入る行為
 - ⑦ オークションの正常な運営を阻害し、あるいはその秩序を乱す行為
 - ⑧ その他本規約等に違反する行為
2. CAAは、前項に違反した会員に対し、その違反の程度に応じて、制裁、取引条件の制限または強制退会の措置を講じることができるものとします。

第24条（準会員）

1. CAAは、業務提携先との間で会員登録契約を締結した事業者（以下、「準会員」といいます。）に対し、オークションに関するサービスの利用を認めることができます。
2. 準会員に対しては、別に定めがある場合を除き、本規約等が適用されます。

第4章 出品／落札

第25条（取引方法）

1. オークションは、競り上げ方式によります。
2. 会員は、CAAが管理・運営するポスシステム及びコンピュータシステムを操作・入力し、あるいはCAAが定める書類を作成・提出することにより、出品・落札その他オークションに関するサービスを利用することができます。
3. 会員は、前項のシステムの利用方法を十分に理解し習得したうえで必要な操作・入力を行うものとし、利用上の誤りも含め、システムによる処理結果のすべてについて責任を負うものとします。

第26条（手数料）

会員は、オークションに関するサービスを利用するに際しては、CAAが別に定めるところに従い、手数料を支払うものとします。

第27条（出品）

会員は、CAAの定める手続に従い、オークションに車両を出品することができます。但し、CAAは、必要に応じて出品車両の台数・車名・年式及び型式等を制限することができるものとします。

第28条（出品店の整備・申告義務）

1. 会員は、中古自動車の品質をめぐるクレームの発生を事前に防止し、オークションの信用を維持するために、出品車両の品質を保全し、これを正確かつ誠実に開示する義務を負います。
2. 会員が車両を出品するに際しては、中古自動車取扱事業者としての良識に基づき、車両の点検整備を綿密に行うとともに、出品車両の仕様・品質・車歴及び瑕疵の程度等CAAが定める必要事項を誠実にCAAに申告しなければなりません。

第29条（出品申込）

出品の申込は、所定の申込用紙（以下、「出品票」といいます。）に必要事項を記入して提出し、かつCAAが指定した期日までに出品車両を搬入して行うものとします。

第30 (出品車両条件)

出品車両は、以下に定める条件にすべて適合し、かつCAAの検査を受けたものでなければなりません。但し、CAAが特に出品を認めた車両については、この限りではありません。

- ① 負担のない完全な所有権の移転が可能な車両であること（盗難など取得・保有に至る過程に違法行為が介在していないこと、差押え・担保権の設定その他権利の制限を受けていないこと）
- ② 接合車でないこと
- ③ メーター改ざん車でないこと
- ④ 冠水車、消化剤室内散布車でないこと
- ⑤ 通常の安全な走行が可能であること
- ⑥ 燃料漏れ、オイル漏れ等の火災や事故の危険がないこと
- ⑦ 走行可能なバッテリーを搭載し、エンジンが機動できること
- ⑧ 燃料10リットル以上の残量があること、燃料残量警告灯が点灯していないこと
- ⑨ 車両の室内外が清掃済みであること
- ⑩ スペアタイヤ、ジャッキ等の工具を具備していること
- ⑪ 譲渡書類が完備していること、車両検査の有効期限内にある普通車についてはナンバープレート及び封印を具備していること

第31条 (出品条件違反車両の整備手数料)

出品車両について、前条の出品条件に反するためCAAにおいて整備等を行った場合には、出品店はそれに要した実費を負担するほか、別に定める手数料をCAAに支払わなければなりません。

第32条 (備品管理)

保証書、整備手帳、リモコンスイッチ、ナビゲーション・ロム等、容易に車外へ持ち出せる備品類については、出品店において保管し、成約した場合には譲渡書類等とともにCAAへ提出するものとします。仮に、車内に放置したことにより盗難・紛失等の被害が生じた場合も、CAAは一切責任を負いません。

第33条 (出品申告義務内容)

出品店は、出品票への記入に際して、以下の事項を正確かつ誠実に申告しなければなりません。

- (1) 車歴（自家用、レンタカー、事業用、特殊用途車等）
 - (2) 排気量、型式
 - (3) 年式（国内初度登録とする）、車名、形状、グレード
 - (4) 車両検査の有効期限、登録ナンバー、車台ナンバー
 - (5) 走行距離
- ① 未記入の場合、積算距離合計の数値をその車両の実走行距離とみなします。

- ② メーター改ざん車・・・「*」
過去の記録簿等により走行メーターが巻き戻されていることが確認できる場合は、現在の表示距離を出品票に記入し「*」印を付け、注意事項記入欄に「メーター改ざん車」と明記し、過去の距離歴を記入するものとします。
- ③ メーター交換車・・・「\$」
新品メーターの交換歴がある車両で、保証書メーター交換記入欄等の記載や、認証または指定工場の記録証明があるものについては、合算距離を記入し「\$」印を付け、注意事項記入欄に「メーター交換車」と明記し、交換前距離と現在の指示距離を記入するものとします。
- ④ 走行不明車・・・「#」
走行距離不明で過去の距離歴のわからない場合は、現在の距離を記入し「#」印を付け、注意事項記入欄に「走行不明車」と記入するものとします。
- ⑤ メーター交換歴のある車両であっても、保証書メーター交換記入欄等の記載や、認証または指定工場の記録証明がないもの及び中古メーターに交換されているものについては、現在の距離を記入し「*」印を付け、注意事項記入欄に「メーター改ざん車」と明記し、交換時距離と推定合算距離を記入するものとします。
- ⑥ 車両総重量8 t未満のタコグラフ装着車はメーター交換扱いとし申告を必要とします。
- (6) 色（できるだけカラーナンバーを記入）、色替の場合は色替え後の色と元色
- (7) 燃料（ガソリン、軽油、LPG等）
- (8) シフト（フロア5、フロアAT、コラムAT等）
- (9) 冷房（AC、WAC、AAC、クーラー等）
- (10) 改造車、構造変更車（変更内容を記入）
- (11) タイヤの残り溝、スペアタイヤの有無
- (12) 乗車定員
- (13) 機関、機構上の不具合
- (14) 修復箇所、事故歴等
- (15) ディーラー車、モデル年式等
ディーラー車の記載なき場合は並行車とみなし、モデル年式未記入はモデル不明とみなします。
- (16) 特別装備限定車、地域限定車、ディーラー限定車等
- (17) マイナーチェンジまたはモデルチェンジのあった車両でチェンジのときから年をまたいでいるもの（輸入車は除く）
- (18) レスオプション、欠品部品、規格外品装着等
- (19) 内装、外装のキズ、凹凸、汚れ等
- (20) 災害車（冠水車、火災車、消化剤散布車等）

(21) 未登録車は予備検査もしくは完成検査済終了証の期限（有効期限は書類規約に準ずる）

(22) リサイクル料金預託済み車両は、CAAが定める所定の申告方法にて出品手続をするものとします。

第34条（ワンオーナー定義）

ワンオーナーと表記することができる場合は、新車ユーザー名義のもの、または新車ユーザー名義から商品車登録をされたものに限り、以下に定めるものについては明らかに除外されるものとします。

- ① 商品車登録後に車両検査を受け、あるいは私用走行したもの
- ② 並行輸入車
- ③ 名義変更後に保険業者名義になったもの
- ④ レンタカー
- ⑤ 事業用

第35条（出品車両の価格調整）

1. 出品店は、スタート価格、希望価格及び代行価格を出品票に記入するものとします。
2. スタート価格と売切価格の差額は30万円以内に設定するものとし、CAAはその価格について変更権限を有します。
3. 出品店が価格調整を希望する場合、自らCAAに申し出て行うものとし、申し出のない場合はCAAの権限により会場毎に定めるとおり売切処理を行います。

第36条（売買契約の成立）

落札に伴い、出品店を売主、落札店を買主とする出品車両の売買契約が成立し、CAAは、同契約上の義務履行を仲立ちします。

第37条（売買契約の強制解除）

CAAは、出品店と落札店との間で売買契約が成立した場合であっても、出品から落札に至る経過、出品・落札価格その他諸般の事情に鑑み、オークション取引として異常であると判断した場合については、当該売買契約を強制解除して無効にすることができるものとします。

第38条（開催当日における売買契約の任意解除）

1. 出品店または落札店は、売買契約が成立した後であっても、オークション当日のCAAが別に定める時間内に限り、相手方に対し、所定のペナルティーを支払うことにより当該売買契約を任意解除することができるものとします。
2. 前項の場合、成約料及び落札料は解除を行った当事者の負担とし、それぞれCAAに支払うものとします。なお、いずれの場合も出品料は出品店の負担とします。

第39条（商談）

会員が流札車両の購入を希望する場合は、オークション開催中に限り商談による購入を申し込むことができます。この場合、申込者が提示した希望購入価格を出品店が了解した

時点をもって売買契約が成立し、任意解除は認められないものとします。

第40条（落札店の車両確認義務等）

1. 会員は、車両の落札に際しては、現車については十分な下見を行い、画像等のデータによる場合には情報を十分に確認するものとし、落札後においても、クレーム申立期間内に当該車両と出品票の記載事項とを比較対照して相違がないことを再度確認しなければなりません。
2. 落札店は、本規約等を遵守し、かつ中古自動車取扱事業者の良識を持って落札車両の確認を行わなければなりません。
3. 落札店は、抹消登録を希望する場合、オークション開催中にその旨をCAAに申し出なければならぬものとします。その詳細については、各会場にて別に定めるところによります。

第41条（車両の搬出）

1. 車両の搬出については、CAAの指示に従い、かつCAAが認めた車両に限り搬出することができます。
2. 会員またはその代行者は、搬出時に車両と出品票の照合確認を行わなければなりません。なお、搬出後の事故・損傷及び盗難等の被害に関してCAAは一切の責任を負いません。
3. 車両の搬出は、CAAの定める期限内に行うものとします。なお、搬出期限内に搬出されない車両については次開催への自動再出品として扱い、この場合会員は次開催の出品料を支払うものとします。
4. 取引条件により落札車両の搬出が制限されている場合には、債務を完済したときに車両を搬出することができるものとします。
但し、債務の一部を出品した車両で補完している場合には、債務を完済し、かつ、当該車両の譲渡書類等をCAAに対し不備なく提出されたときに、車両を搬出することができるものとします。
5. CAAの管理する会場内に、出品の意思のない車両、その他正当な理由がないのに車両等が1週間以上放置・残留されている場合、当該車両については所有権が放棄されたものとみなし、CAAにおいて任意に処分することができるものとします。この場合、処分により問題が生じてもCAAは一切の責任を負いません。なお、放置・残留について帰責事由がある会員に対し、処分にかかるすべての費用、ペナルティー（30,000円）及び駐車料金（1日あたり5,000円）の請求ができるものとします。

第5章 車両検査

第42条（CAA検査）

1. すべての出品車両は、出品店の申告内容に基づき、CAAの検査員による検査を経て出品できるものとします。

2. CAAによる検査は、停車状態での車両内外の目視による確認とし、部品の取り外しを要する検査及び走行テストを必要とする検査は実施しません。
3. CAAの検査結果及び評価点は、オークションにおける会員間取引に際しての参考資料に供することを目的としたものであり、会員及び一般消費者を含む第三者に対し、出品車両の品質を保証するものではなく、CAAは一切の責任を負いません。
4. CAAは、オークション会場間における検査内容に差異があっても責任を負わないものとしします。

第43条（評価基準）

CAAの検査に基づく評価の基準は、別に定めるとおりとしします。

第6章 代金決済／譲渡書類

第44条（車両代金等の決済）

1. 会員は、落札車両代金・自動車税相当額及び手数料等を、オークション開催日を含めて7日以内（取引条件により落札車両の搬出期限が設定されている場合にはその期限まで）に支払わなければならないものとしします。
但し、いずれの場合についても、CAAにおける着金確認をもって決済としします。
2. 会員がCAAに対する支払いを遅滞した場合、遅滞が解消するまでの間は、オークションにおいて車両を落札する権利を有しないものとしします。
3. 落札店がCAAに対し債務を負担している場合、それが他の車両にかかわるものであっても、当該債務を完済するまでの間、CAAは落札車両の引き渡しを拒むことができるものとしします。
4. 出品車両の成約代金と落札車両代金が相殺になった場合、当該出品車両の譲渡書類等がすべて提出されたときをもって決済としします。
5. 落札車両の所有権は、落札店が第1項により落札車両代金等を完済したときをもって落札店に移転するものとしします。
6. CAAが出品店に対し成約車両代金を支払った場合、CAAは、落札店がCAAに対する第1項の車両代金等の支払いを完済するまでの間、その車両代金等を担保するために、当該成約車両の所有権を取得し留保するものとしします。
7. 落札店がCAAに対する車両代金等の支払いを遅滞したときは、CAAは、前項の所有権に基づき、落札店（落札店からの譲受人を含む）から、当該車両を引き上げた上、これを換価処分することができるものとしします。この場合、換価処分代金から換価処分に要した費用を差し引き、その残額を支払い遅滞にかかる車両代金等に充当します。

第45条（出品店に対する成約車両代金等の支払い）

1. 出品店に対する成約車両代金の支払いは、正午12時までに当該出品店にかかるすべての成約車両の譲渡書類がCAAに提出された日の翌銀行営業日としします。但し、オークション開催日の当日に成約車両の譲渡書類が提出された場合は、提出時の午前午

後を問わず、翌々銀行営業日とします。

2. 出品店がCAAに対し債務を負担している場合、それが他の車両にかかわるものであっても、CAAは成約車両代金の支払いに際して、当該債務と相殺して決済することができるものとします。

第46条（所有権留保）

会員がCAAに対して債務を負担した場合、債務が完済されるまでの間、その債務に関連する車両の所有権は、CAAに留保されるものとし、CAAは当該車両を引き上げた上、これを換価処分することができるものとします。この場合、換価処分代金から換価処分に要した費用を差し引き、その残額を債務に充当します。

第47条（債務不履行に伴う相殺）

会員がオークション取引に伴う債務の支払いを遅延した場合は、CAAから支払われる還元金または自動車税相当額等があったとしても、CAAは支払い遅滞にかかる債務と相殺することができるものとします。

第48条（遅延損害金）

会員がCAAに対して負担する債務の支払いを怠ったときは、会員は、未払債務元本に対し年利15%の割合による遅延損害金を付加して支払うものとします。

第49条（書類の完備）

1. 出品店は、成約車両について必要な譲渡書類及び自動車損害賠償責任保険証書を、CAAが別に定める期限までにCAAに提出しなければなりません。
2. 譲渡書類は、全国いずれの陸運支局または検査登録事務所でも登録可能な書類とし、かつすべて差替え可能なものとします。
3. 出品車両について複数回にわたり権利移転に伴う名義変更の登録が省略されている場合、名義変更のために相続関係書類が必要な場合など、地域によって取扱いが異なるものについては、出品店が自らの名義に登録した上で譲渡書類を提出しなければなりません。
4. 譲渡書類の有効期限は、別に定めるところによります。
5. 出品票に登録番号が明記されたものは名義変更扱いとして処理します。但し、車両検査の有効期限満了日が名義変更期限以内のものについては、車両検査の継続のために必要な書類を完備するものとします。
6. 自動車損害賠償責任保険証書には原則として承認請求書を添付するものとします。
7. 保証書は、メーカー発行のもので、かつ当該車両の保証書と判断でき、保証の継承が可能な状態にあるものに限りします。
8. 整備手帳は、当該メーカー発行のものに限りします。
9. 譲渡書類等の授受及び連絡等については、すべてCAAを介して行うものとします。

第50条（書類不備）

1. ナンバープレートの外し忘れ等により、抹消の書類が移転用の書類として提出された

場合は、車両検査の継続が可能であっても、書類不備の扱いとします。

2. 出品車両について複数回にわたり権利移転に伴う名義変更の登録が省略されている場合、名義変更のために相続関係書類が必要な場合など、地域によって取扱いが異なるものについては、原則として書類不備の扱いとします。

第51条（譲渡書類の引渡し）

落札車両の譲渡書類については、落札店がCAAに対する債務を完済し、かつ出品車両がある場合は出品による成約車両すべての譲渡書類が完備された後に、落札店に対し引き渡すものとします。

第52条（書類確認義務）

1. 落札店は、受領書類を確認する義務を負い、不備があった場合には、受領日を含む7日以内にCAAに対しその旨を申告しなければなりません。
2. 落札店は、特殊用途にかかる登録書類に関して不備があった場合には、受領日を含む7日以内にCAAへその旨を申告しなければならないものとし、この場合出品店は当該地域における必要書類を提出しなければなりません
3. 落札店が受領した譲渡書類に不備があり差し替えが必要な場合、出品店は、差し替え書類がCAAに到着した日を含む7日以内に追完しなければなりません。但し、差し替えが必要でない場合、CAAからの依頼日を起算日として7日以内に不備を解消するものとし、遅滞した場合はペナルティーの対象とします。
4. リサイクル料金が誤って請求された場合は、落札店に書類到着日を含む7日以内に申告された場合に限り訂正を行う。

第53条（譲渡書類の提出遅延ペナルティー）

1. CAAが別に定めた提出期限を遅延した場合は、ペナルティーの対象とします。
2. 書類の一部不備による遅延も、前項と同様に扱い、ペナルティーの対象とします。

第54条（差し替え手数料）

1. 落札店において、印鑑登録証明書及び委任状等の有効期限を失効させ、または書き損じ等により差し替えが必要になった場合、落札店は別に定める差し替え手数料を負担するものとします。
2. 差し替えは、すべてCAAを通じて依頼するものとします。落札店から出品店または車両名義人等に対し直接差し替えを依頼した事実が判明したときは、取引制限（第29条第4項）を行うとともに迷惑料を徴収します。
3. 有効期限の失効による差し替えを依頼する場合、原則として車庫証明書の写しを添付するものとし、落札店は受領日を含む7日以内に名義変更を行うものとします。
4. 譲渡書類の有効期限が不足しており、かつその旨が出品票に記載されていない場合は、差し替えもしくは別に定める早期名変手数料の対象とします。

第55条（自動車税相当額）

自動車税相当額の精算方法については別に定めるものとします。

第56条（名義変更と自動車税相当額の返金）

1. 落札店は、CAAが別に定める期限までに移転・抹消等の登録手続を完了し、その旨をCAAに届け出るものとします。
2. 完了に関する届出は、別に定める期限までに、自動車検査証の写しにオークション回数・出品番号を記入して提出するものとします。提出は原則として郵送によるものとし、ファクシミリ送信の方法で提出する場合については、会員の責任においてCAAに対し受信を確認しなければならず、確認がない場合は届出がないものとみなします。
3. 出品後・名義変更完了前に当該車両について交通違反等が行われた場合は、CAAの判断に従い、落札店は出品店に対し迷惑料を支払うものとします。
4. 名義変更等の手続が正常に履行されない場合は、落札店の許可を得ることなく、CAAの判断により一時的に名義変更等の手続をとることができるものし、その費用については落札店の負担とします。なお、名義変更の遅延ペナルティーについては別に定めるところによります。
5. 軽自動車の税止め処理は、落札店の責任により行うものとします。
6. 自動車税相当額の返金については、別に定めるところによります。

第57条（非課税車の消費税返還）

落札車両が、福祉車両その他消費税が非課税である場合は、書類到着日を含む7日以内にCAAへ申告された場合に限り、消費税の返還を行うものとします。但し、当該車両が新車時に非課税対象である場合に限ります。

第7章 クレーム裁定

第58条（目的）

1. CAAによるクレーム裁定は、オークションにより成立する中古車自動車の売買契約に伴い生じる紛争を迅速かつ適正に解決し、会員の正当な利益を保護するとともに、オークションの信頼性及び秩序を維持することを目的とします。
2. 売買契約の当事者である会員は、CAAによるクレーム裁定に従い、理解と協力をもって紛争の早期かつ円満な解決に努めるものとします。

第59条（クレーム裁定の内容）

1. オークションにより成立する出品店・落札店間の売買契約については、民商法の規定に先立ち、クレーム裁定に関する規定をはじめ本規約等が優先して適用され、これに従った権利義務関係が当事者間に形成されるものとします。
2. CAAによるクレーム裁定の内容は、売買契約の解除、代金減額請求及びCAAが必要と認めたその他の解決方法とします。

第60条（クレーム裁定の効力）

1. CAAの調停活動によっても、売買契約の当事者間で調整がつかない場合、その他の特殊事情により裁定による解決を必要とする場合は、CAAは公平かつ中立な立場に

において、裁定委員会の判断によりクレーム裁定を行うものとし、売買契約の当事者はその裁定結果に無条件で従うものとし、

2. 売買契約の当事者である会員が裁定に従わない場合、CAAは、取引制限または強制退会の措置を講じることができるものとし、会員は、その内容に如何なる異議・不服を申し立てることはできないものとし、

第61条（クレーム申立ての方法）

1. クレーム申立てについては、必ずCAAを通して行うものとし、
2. 落札店は、本規約等に基づき、所定のクレーム申立期間内に、所定のクレーム事由がある場合に限り、クレーム申立てにより売買契約の解除または代金減額請求を行うことができるものとし、

但し、落札店は、売買契約の解除ができる場合でも、解除に代えて代金減額請求を選択することができるものとし、

3. クレーム事由が存在する場合であっても、落札店がこれを知りながら落札した場合は、クレーム申立て（売買契約の解除・代金減額請求）をすることはできないものとし、
4. クレーム申立ては、1台の車両について1回に限り認められるものとし、但し、CAAが特に認めたものについては、この限りではありません。
5. クレーム内容が、落札車両のメーカーが保証すべき範囲に属する場合は、落札店がメーカーに対応を求めることによって解決するものとし、これに要する保証継承費用は出品店の負担とします。
但し、落札車両の状態等によりメーカーに対応を求められない場合は、この限りではありません。
6. クレーム申立てに要する費用（見積料等）は、落札店の負担とします。
7. 落札店がCAAに対しクレーム申立てを行い、その旨がCAAを通じて出品店に通知されたときは、その通知をもって、クレーム申立ての趣旨に従い、落札店から出品店に対し売買契約解除あるいは代金減額請求の意思表示があったものとみなされます。

第62条（クレームの申立期間）

クレームの申立期間は、会場毎に原則を定めた上、クレーム事由に応じて個別に例外を定めるものとし、

第63条（クレーム対象外の事項）

以下に定める事由に該当する場合については、クレーム申立てによる売買契約の解除及び代金減額請求がいずれも認められないものとし、但し、CAAが別に定める場合、または特にクレーム申立てに理由があると認めた場合には、この限りではありません。

- ① 修復歴車・評価1点・評価2点・評価99点・商談落札車及び、並行輸入車（但し、クレーム対象となるものは別に定める）

- ② C A Aが開催日に発行する出品リストの誤記入
- ③ 内外装の損傷
- ④ 消耗部品
- ⑤ 他のオークションに出品し出品番号が決定したとき（但し、重大な記載事項相違、明確な事故修復歴等が発覚した場合及びエンジン、ミッション等主要箇所の不具合が大きい場合はクレーム対象）
- ⑥ 落札店が落札車両を転売（他オークションへの出品による成約を含む）したとき
- ⑦ 落札店が落札車両の不具合を出品店の確認をとることなく加工・修理したとき
- ⑧ 一般クレームの申立て中、あるいは申立て前に、出品店の確認をとることなく移転・抹消登録等が行われたとき
- ⑨ 標準装備品以外の不具合（但し、セールスポイント等の記入装備はクレーム対象）
- ⑩ クレーム申立て後10日以内にクレームの詳細説明がない場合
- ⑪ 登録から5年以上かつ走行距離10万km以上及び走行距離不明の車両における電装品及び一部機関係の不具合（但し、セールスポイント等の記入装備はクレーム対象）
- ⑫ 登録から10年以上かつ走行距離10万km以上及び走行距離不明の車両における機関、機構上の不具合（但し、エンジン、ミッション等主要箇所の不具合大はクレーム対象）
- ⑬ 落札代金が20万円以下の車両（但し、セールスポイント等、記載事項相違、エンジン、ミッション等主要箇所の不具合大、明確な事故修復歴の発覚はクレーム対象）
- ⑭ 機関・機構等での不具合交換部品代が国産車2万円、輸入車10万円未満の場合（但し、セールスポイント等の記入装備は除く）
- ⑮ クレーム支給部品に係わる工賃（但し、工賃多額のものについてはC A A判断により一部出品店負担とする場合あり）

第64条（売買契約の解除事由）

1. 落札店は、落札車両について以下の事由が存することが判明したときは、出品店の過失の有無を問わず、その事由毎に定められるクレーム申立期間内に限り、催告を要せず売買契約を解除することができるものとします。

但し、落札車両を出品店に返還することができないとき、または落札車両が著しく棄損されたとき、もしくは加工・改造により同一性を保持しない程度に機能・状態に著しい変更が生じたときは、落札店は上記解除権を喪失し、売買契約を解除できないものとしますが、この場合でも代金減額請求を妨げないものとします。

- ① 盗難・車台ナンバー改ざんなど取得・保有に至る過程に違法行為が介在し、または仮差押・差押え・担保権の設定その他権利の制限を受けているなど、法的問題が存するため完全な所有権の移転ができないとき
- ② 接合車であるとC A Aが判断したとき
- ③ 災害車であるとC A Aが判断したとき

- ④ メーターの改ざん、走行不明、交換または1周以上の車両であることが判明したとき
 - ⑤ エンジン、ミッション、ボディ等規格外乗せ替えまたはエンジン型式打刻が確認できないことが判明したとき
 - ⑥ 出品票の記載と現車の状態が大きく相違していると認められるとき
 - ⑦ 出品店が別に定める提出期限を超えて譲渡書類等の提出を遅延したとき
 - ⑧ その他、落札車両に重大な欠陥があるなど、CAAにおいて相当の理由があると認められたとき
2. 落札店による売買契約の解除が認められた場合、出品店は、CAAの手数料、落札店までの往復陸送代金（但し、日本国内に限る）及び別に定めるペナルティー並びに実損金（現実かつ直接の損害に限り、逸失利益は含まない）を負担しなければならないものとします。

第65条（法的問題車等）

1. 法的問題が存するため完全な所有権の移転ができないことを理由として、落札店が売買契約を解除する場合、完全な所有権の移転を妨げる事由を知った時点で、速やかに申立てをしなければならないものとします。
2. 落札車両について法的な問題が存し、あるいはその可能性があることを理由として、落札車両または譲渡書類が仮差押・仮処分・差押え等の対象になり、または刑事手続上の差押えもしくは任意提出の対象になるなど落札車両または譲渡書類の返還が困難な事情がある場合は、落札店は、出品店に対し落札車両または譲渡書類を返還することなく、売買契約を解除することができるものとします。この場合、落札車両または譲渡書類の還付・返還、被害の回復その他一切の問題については、出品店の責任において処理するものとします。

第66条（接合車）

接合車であることを理由として、落札店が売買契約を解除し、あるいはこれに代わる代金減額請求をする場合は、開催日を含む180日以内に申立てをしなければならないものとします。

第67条（災害車）

災害車であることを理由として、落札店が売買契約を解除し、あるいはこれに代わる代金減額請求をする場合は、開催日を含む90日以内に申立てをしなければならないものとします。

第68条（メーター改ざん車等）

1. メーター改ざん、走行不明、交換または1周以上の車両であることを理由として、落札店が売買契約を解除し、あるいはこれに代わる代金減額請求をする場合は、開催日を含む180日以内に申立てをしなければならないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、次に定める事由については、売買契約解除あるいはこれに

代わる代金減額請求の申立期間がそれぞれ次のとおり制限されるものとします。

- ① 走行距離の相違またはメーター交換が後送した記録簿等から判明した場合は、記録簿等を受領した日を含め30日以内
- ② 規格外メーター交換は、開催日を含む30日以内
- ③ 純正メーター交換で、そのメーターが交換前走行距離に設定され、走行距離が変わらない場合は、記録簿等を受領した日を含め7日以内

第69条（エンジン、ミッション、ボディ等規格外乗せ替え車等）

エンジン、ミッション、ボディ等規格外乗せ替えまたはエンジン型式打刻が確認できないことを理由として、落札店が売買契約を解除し、あるいはこれに代わる代金減額請求をする場合は、開催日を含む30日以内に申立てをしなければならないものとします。

第70条（出品票記載事項相違）

出品票の記載と現車の状態が相違していた場合は、以下に定める事項について大きく相違があった場合に限り、落札店が売買契約の解除あるいはこれに代わる代金減額請求をすることができるものとし、この場合、別に定めるクレーム申立期間内に申立てをしなければならないものとします。但し、書類による確認を要するものについては、クレーム申立期間は落札店への書類到着日を含め7日間とします。

- ① 年式
- ② 車歴
- ③ ワンオーナー
- ④ 車名
- ⑤ グレード、限定車
- ⑥ 乗車定員変更及び、バン形状の2人乗り等
- ⑦ 改造歴
- ⑧ 登録遅れの車（輸入車は除く）の申告漏れ
- ⑨ 保証書
- ⑩ 事故修復箇所の申告漏れ
- ⑪ 型式及び排気量
- ⑫ 燃料
- ⑬ 走行距離の誤記入（マイル表示の申告漏れ）
- ⑭ 装備の誤記入
- ⑮ ボディ形状（荷台形状、ドア枚数）
- ⑯ ボディ色（カラーNo未記入の場合）
- ⑰ ボディ色替
- ⑱ その他CAAにおいて相当の理由があると判断した場合

第71条（担保設定等）

担保設定等により完全な所有権の移転ができないことを理由として、落札店が売買契約

を解除する場合は、開催日を含む180日以内に申立をしなければならないものとします。

第72条（譲渡書類等の提出遅延）

出品店が別に定める提出期限を超えて譲渡書類等の提出を遅延した場合、落札店は、売買契約を解除することができるものとします。この場合、出品店は、別に定めるペナルティ及び落札店の実損金（直接かつ現実の損害に限り、逸失利益を含まない）を負担するものとします。

第73条（売買契約解除に伴う措置）

成約車両についての出品店・落札店間の売買契約が、本規約に基づいて解除されたときは、出品店は落札車両代金等を解除日から7日以内に、落札店は車両及び譲渡書類等をCAAが指定した期限までに、それぞれCAAに対し、返金ないし返却しなければならないものとします。

第74条（売買契約解除とCAAの責任）

1. 売買契約の解除により当事者に生ずる損害について、CAAは損害賠償その他一切の責任を負わないものとします。
2. 売買契約が解除された場合であっても、CAAは出品店に対し出品手数料、成約手数料を返還しないものとします。

第75条（損害賠償金の代位弁済）

1. CAAは、オークションの信用を保持するために必要であると判断した場合は、売買契約解除に伴い出品店または落札店が被った損害について、その相手方に代位して弁済することができるものとし、相手方はこの代位弁済について予め承諾するものとします。
2. CAAが前項により代位弁済をしたときは、弁済を受けた出品店または落札店は直ちにこの旨を相手方に通知しなければならないものとします。
3. 出品店または落札店は、第1項によりCAAが立替払いした金額について、立替払いをした日の翌日から完済に至るまで年15%の割合による遅延損害金を付してCAAに対し支払うものとします。

第76条（代金減額請求）

落札店は、落札車両について、CAAがクレーム細則として別に定めるクレーム事由がある場合、出品店の過失の有無を問わず、当該事由に関するクレーム申立期間内に、出品店に対し落札代金の減額請求ができるものとします。但し、CAAにおいて代金減額請求が相当でないと認めたときは、この限りではありません。

第77条（装備品等の欠品と代金減額請求）

1. 標準装備品の欠品に関する代金減額請求は、開催日当日（NET落札及びライブ落札車は搬出前まで）に限り認められるものとします。但し、リモコンスイッチ、ナビロムなど容易に車外に持ち出せる装備品については、後日送り記載分も含め、書類到着日を含め7日以内に請求するものとします。

2. 出品票に記載がある保証書及び整備手帳については、後日送り記載分も含め、書類到着日を含め7日以内に請求するものとします。

施 行

本規約は、平成14年7月1日から施行

改 訂

平成16年8月24日より改定、施行

平成19年1月9日より改定、施行

オークション手数料（消費税別）

基本手数料（正会員）

中部会場

		出品料	成約料	落札料
①	売切り	¥3,000	¥7,000	¥6,000
②	事故現状車	¥10,000	¥10,000	¥10,000
③	その他全車種	¥8,000	¥8,000	¥6,000
④	修復歴車	¥2,000 加算（①②除く）		¥6,000
⑤	大型車等（積載量4t超・定員19人）	¥2,000 加算		¥6,000
⑥	当日商談	—	—	¥10,000

東京会場

		出品料	成約料	落札料
①	売切り	¥3,000	¥7,000	¥7,500
②	軽自動車	¥7,500	¥7,500	¥7,500
③	事故現状車	¥10,000	¥10,000	¥10,000
④	輸入車&逆輸入車	¥10,000	¥10,000	¥10,000
⑤	大型車等（積載量4t超・定員19人）	¥12,000	¥12,000	¥10,000
⑥	その他全車種	¥9,000	¥9,000	¥7,500
⑦	当日商談	—	—	¥3,000 加算

岐阜会場

		出品料	成約料	落札料
①	売切り	¥3,000	¥8,000	¥6,000
②	軽自動車	¥6,000	¥6,000	¥6,000
③	事故現状車	¥10,000	¥10,000	¥6,000
④	その他全車種	¥8,000	¥8,000	¥6,000
⑤	修復歴車	¥2,000 加算（①②③除く）		¥6,000
⑥	大型車等（積載量4t超・定員19人）	¥4,000 加算（①②除く）		¥6,000
⑦	当日商談	—	—	¥10,000

東北会場

		出品料	成約料	落札料
①	売切り	¥0 注1)	¥7,500	¥7,500
②	バン、トラック等	¥3,000	¥7,500	¥7,500
③	その他全車種	¥7,000	¥7,500	¥7,500
④	当日出品	¥10,000	¥7,500	¥7,500
⑤	当日商談	—	—	¥10,000

注1) 成約金額が20万円を超えた場合は、出品料¥7,000を頂きます。

※ コーナー別の手数料については各会場にお問い合わせください。

※ ネット落札手数料および、その他の正会員以外の手数は各会場にお問い合わせください。

書 類 細 則

	中部会場・岐阜会場	東京会場・東北会場
1. 書類の提出期限	○(中部会場)開催日翌日より10日以内にCAA事務局へ到着すること。 (岐阜会場)開催日翌日より9日以内にCAA事務局へ到着すること。	○開催日翌日より9日以内にCAA事務局へ到着すること。
2. 譲渡書類の有効期限	○開催日の翌月末以上。 ○出品票記入の場合は、開催日から30日及び、月初開催に限り月末までの期限でも可。	○事務局到着時点で1ヶ月以上。 ○出品票へ譲渡書類有効期限の記入が有り、且つその期限がCAA事務局書類到着時点で3週間以上の場合に限り完備扱いとする。
3. 書類遅延ペナルティー	○(中部会場)開催日翌日より10日を超えた場合ペナルティー 2万円。 ○(岐阜会場)開催日翌日より9日を超えた場合ペナルティー 1万円。 ○以後1日毎に2千円ペナルティー加算(CAA休日を除く)。 ○開催日翌日より30日以上遅延した場合、ペナルティー 10万円。(上限) ○開催日翌日より30日以上遅延した場合、キャンセル可能。キャンセルペナルティー10万円及び、CAAが相当と認めた実損金(逸失利益は含まれない)を落札店に支払うものとする。	○開催日翌日より9日を超えた場合ペナルティー 1万円。 ○以後7日毎に1万円ペナルティー加算。 ○開催日翌日より30日以上遅延した場合、キャンセル可能。キャンセルペナルティー10万円及び、CAAが相当と認めた実損金(逸失利益は含まれない)を落札店に支払うものとする。
4. 継続検査用納税証明書	○車検残が名義変更期限内で継続検査用の納税証明書無き場合、書類不備扱いとする。 ○納税証明は原則として、書類と添付とし、落札店から依頼があった場合、CAAから申し出があった日を含む10日以内に出品店はCAAに提出しなければならない。これを遅延した場合はペナルティー1万円。(但し、車検満了月の前月内で自動車税の納付期限内は除く。)	○同左
5. リサイクル券	○リサイクル料金の未預託・預託済(+預託金相当額)については、出品店の申告義務とする。(金額未記入は5千円。資金管理料金は含まない) ○申告が無い車両は『預託金無し』として扱う。 ○預託済車成約の場合、譲渡書類と一緒に添付送付されない場合は、不備扱いとする。	○同左
6. 差し替え手数料	・印鑑証明 ・委任状 ・譲渡証明書 ・住民票、登記簿謄本、抄本等 ・軽自動車OCRシート・申請依頼書	30,000 円
7. 譲渡書類の再交付手数料	・ナンバー付書類(全部)及び抹消謄本再交付	100,000 円+実費
	・譲渡書類(一部)再交付	50,000 円+実費
	・自賠責保険の紛失による再交付	不可
	※紛失等における譲渡書類の再交付ができない場合は、CAA判断により別途裁定とする。	
8. 早期名変手数料	○落札店に承諾が得られたものに限り 1万円。	○同左
9. 名義変更期限	○オークション開催日の翌月末までに完了すること。 ○出品票に翌月末未済の記入がある場合は、その期限内に完了すること。 ○名義変更コピーの提出期限は、名義変更月の翌5日の午前中まで。(同月名変には十分注意してください。)	○オークション開催日の翌月末までに完了すること。 ○落札店の責任において受領確認をCAAに対して行うものとし、CAAが到着を確認した時点で名義変更完了とする。
10. 自動車税相当額	○自動車税相当額を落札店より預かり、名義変更完了後に残余分を出品店に返金する。 ※一時抹消・輸出抹消の場合は、振り分けて返金する。 ○軽自動車は、名義変更保証金として落札店より1万円をCAAにて預かり、名義変更後に返金する。 ※年度を越す名変に於いて自動車税相当額として扱う場合があります。 ○名義変更後抹消を行った場合、抹消月の翌5日の午前中までに提出されたものに限り残余分の自動車税相当額を出品店に対し精算する。 ※(東京会場・東北会場は、16. 自動車税相当額の逆請求に順ずる。)	○同左
11. 自動車税還付譲渡書	○県内・県外を問わずCAAでの受付は一切行わない。出品店にて保管することとし、落札店による抹消コピー提出遅れで還付不能になった場合、還付書類と引き換えに残余分の自動車税相当額を落札店に請求する。	
12. 預かり金精算	○自動車税相当額返金は当社の定める手続きにより返金する。	○同左
13. 現在登録証明手数料	3千円/件	○同左
14. 名義変更遅延ペナルティー	名義変更期限を超えた場合	10,000 円
	更に7日超毎に追加	10,000 円
	軽自動車含む登録車(上限)	50,000 円
	名義変更遅延により、新年度の自税請求が旧名義人にいった場合	10,000 円
15. 名義変更結果遅延ペナルティー	名変コピーの提出が、名義変更期限から30日以上遅延した場合(軽自動車を対象)	10,000 円
16. 自動車税相当額の逆請求		○名義変更後抹消を行った場合、5日以内に連絡の上FAXにて逆請求する。
17. 障害者登録免税	○都道府県により違いがある為、県税事務所に確認した上で処理する。	○同左
18. ナンバー外し手数料	抹消出品により、出品店がナンバーを外し忘れて搬出されてしまった場合。	3,000 円

(注) 譲渡書類の取り扱いに関しては直各会場にお問い合わせください。

評価基準

外装評価

評価点	内 容	走行距離	
S点	未登録車および登録後12ヶ月程度までとし、内外装ともほぼ無傷無加修のもの	10,000km以内	
6点	内外装とも目立たない小キズ小へコミ程度無加修であり登録年式より3年以内のもの	30,000km以内	
5点	軽微な加修をすることにより6点に準ずるもの。パネル交換が無いもの	60,000km以内	
4.5点	部分的に加修をすることによりボディダメージがほぼ回復するもの	90,000km以内	
4点	ある程度の内外装加修が必要なもの	120,000km以内	
3.5点	① 外装が複数にわたり傷・へコミ等のあるもの ② 極めて軽微な内部損傷のもの（インナー、フレーム、フロア等）		
3点	① 内・外装の状態が悪く、錆・腐食の多いもの ② 軽微な内部損傷、修理跡で修復歴の範囲でないもの		
2点	① 粗悪車 ② 災害車（冠水車、火災車、消化剤散布車等） ③ 残存価値が低いもの ④ その他CAA判断による		
(改造車)	1点	① 各部主要部分、フレーム等を加工改造したもの ② 自動車検査証の寸法を大きく超えるもの（部品の溶接またはパテ埋めによる取付等） ③ 過給機、インジェクション・キャブの改造・規格外、エンジン・ミッション規格外乗せ替え、内部改造のもの ④ 競技等に使用されたものおよびこれに準ずるもの また、その目的に使用すると想定される改造をされたもの	
	A1点	修復歴車ではあるが、比較的修理状態・損傷が軽いもの（CAA判断）	
(修復歴車)	A点	① フレームの交換または修正したものおよび修正を要するもの ② 各フロアの交換または修正したものおよび修正を要するもの ③ 各ピラーの交換または修正したものおよび修正を要するもの 但し外面（外装）部分のピラーの補修、へこみ等は除く ④ カウルパネルの交換または修正したものおよび修正を要するもの ⑤ インナーパネルの交換または修正したものおよび修正を要するもの ⑥ ルーフの交換または大きく修正補修をしたものおよび大きく修正を要するもの ⑦ ステップ等に修正機跡のあるもの ⑧ キャビン、ボディ乗替え車、ホワイトボディ交換車 ⑨ 職権打刻車（輸入車は除く） ⑩ 上記以外CAA判断にて修復歴車扱いの対象になる場合がある	
	99点	① 事故現状車（未修復） ② 粗悪車で、CAAが現状車と判断したもの（2点の範囲を超えるもの） ③ 災害車で、CAAが現状車と判断したもの（2点の範囲を超えるもの） ④ 不動車で、CAAが現状車と判断したもの ⑤ 機関係不良の極めて大きいもの ⑥ その他CAA判断による	
(定義)	粗悪車	① 各部腐食のひどいもの ② 外装が3点の範囲を超えるもの ③ 内装状態が常識的判断を超えるもの	
	冠水車	① 原則としてシート座席部分まで浸水したと思われるもの ② 車両の前後または左右の一方向に大きく浸水したと思われるもの ③ 浸水により機関および電装系統に大きな影響があるか、相当の蓋然性をもって懸念されるもの ④ その他CAAが冠水車と判断したもの	
	接合車	ボディ、フレーム等を他車の一部で接合された車両、その他CAAが接合車と判断したもの	

内装評価

A	① 目立たない小コゲ、汚れ、ハンドル小スレ程度のもの ② 大きな欠品部品がないもの
B	① 軽微な加修を必要とするもの ② 軽微なコゲ穴、切れ、割れ程度のもの ③ 簡単に外せる小部品の加工程度のもの
C	① 加修を必要とするもの ② 中程度のコゲ穴、切れ、割れ程度のもの
D	① 複数の加修を必要とするもの ② 多数のコゲ穴、大きな破損、欠品のあるもの
E	D評価の範囲を下回る状態のもの

クレーム細則

クレーム対処に関する細目事項(平成19年1月9日開催分より)

NO.1

	クレームの内容	クレーム申立期間					詳細説明
		一般車 3点以上	修復歴車 A1・A点	ディーラー輸 入車3点以上	1点・2点車 並行輸入車	商談落札車	
内装 ・ 外装	内外装標準部品の欠品、外品、規格外及び、マフラー欠品	当日	*****	当日	*****	*****	当日クレームについてネット・ライブ落札は搬出前までのCAA確認を必要とし、申立は通常期限内とする
	ガラスのひび、割れ、規格外	当日	*****	当日	*****	*****	キーレスはノークレーム。但し電子キー装着車は除く
	カラーNo.の記載が無い同系色の色違い(国産車の場合のみ)	当日	当日	*****	当日	*****	仕様相違に付いては別裁定 スタッドレスタイヤの未記入はノークレーム
	タイヤ残り溝	当日	当日	当日	当日	*****	標準部品欠品で、その部品代が2万円未満の場合は除く
	シートの欠品、外品、規格外	通常	*****	通常	*****	*****	欠品については搬出前までのCAA確認を必要とする
	レスオプション(外装・ステレオ除く)	通常	*****	通常	*****	*****	
	コーションプレートの欠品	通常	*****	*****	*****	*****	搬出前までのCAA確認を要する
	色替等	通常	通常	通常	通常	*****	キャンセル対象 同色全Pの未申告(評価4点以下車輜はCAA判断)
機関 ・ 機構	クラッチの不良	搬出前	搬出前	搬出前	搬出前	搬出前	
	足廻りの構成部品の不良(ドライブシャフト含む)	通常	*****	通常	*****	*****	初年度登録より5年未満、且つ10万km未満を対象
	純正電装系の不良(エアコン含む)	通常	*****	通常	*****	*****	初年度登録より5年未満、且つ10万km未満を対象 装備有り記入の場合でそのメイン装置の欠品は商談落札車を除きすべてクレーム対象。後日送り部品にて確認を要す場合は部品到着日含む3日以内
	パワステ・ブレーキ・ラジエター等の不良	通常	*****	通常	*****	*****	初年度登録より10年未満、且つ10万km未満を対象 一般車以外は通常処理の半額を目安
	噴射ポンプ・デフ・ターボ・プロペラシャフト・コンピューターの不良	通常	通常	通常	通常	通常	メイン装置の欠品は商談落札車を除きすべてクレーム対象
	エンジン・ミッション等主要箇所の不具合	通常	通常	通常	通常	通常	初年度登録より10年未満、且つ10万km未満を対象 極端に支障時別途裁定 商談落札車で現車確認可能な不具合の場合はCAA判断
	エアバック・ABSの不良	通常	通常	通常	*****	*****	初年度登録より10年未満、且つ10万km未満を対象 一般車以外は通常処理の半額を目安 メイン装置の欠品は商談落札車を除きすべてクレーム対象
	積算計不良(実走行車に限る)	通常	通常	通常	通常	通常	キャンセル対象
事故等	修復歴の発覚	通常	*****	通常	通常	通常	キャンセル対象・20万円以下車輜もしくは商談落札車で明確な修復歴発覚によるキャンセルの場合は輸送費及び落札料は落札店負担
	溶接部品交換	通常	*****	通常	通常	*****	キャンセル対象 輸送費半額及び落札料は落札店負担(すでに交換部位の指摘があり、且つ評価の変わらないものは除く。)
	評価ダウン車輜(2ランク以上ダウンする車輜) 内部損傷による評価ダウンが対象 (原則外装による評価ダウンは除くがルーフ等の著しい損傷の場合はCAA判断)	通常	*****	通常	通常	*****	キャンセル対象 輸送費半額及び落札料は落札店負担
表示違い等	セールスポイント等の記入の不具合 (グレード欄・純正のみ記入の欄は除外)	通常	通常	通常	通常	*****	落札金額20万円以下は通常処理の半額を目安 後日送り部品にて確認を要す場合は部品到着日を含む3日以内
	NOX等の不適合車	*****	*****	*****	*****	*****	出品票に適合の表示があるものはクレーム対象

	クレーム内容	クレーム申立期間					詳細説明
		一般車 3点以上	修復歴車 A1・A点	ディーラー輸 入車3点以上	1点・2点車 並行輸入車	商談落札車	
表示 違い等	出品店誤記入(現車にて確認できるもの、車名、ターボ有無、駆動違い、ボディ形状含む)	通常	通常	通常	通常	*****	キャンセル対象(部品支給できる場合除く) 書類等の確認を要する場合は書類到着日を含む7日以内 設定の無いものはCAA判断 商談落札車のキャンセル時輸送費は落札店負担の場合有 国産車でマイナー・モデル変更時から同年末を越え、年を跨いでいる場合、登録遅れ申告要す 成約金額 20 万円以下車輛の出品店誤記入については原則値引きとし、キャンセル時ペナルティは半額とする 注1) 検査有効期限誤記入原則1ヶ月5千円減額 注2) 改造歴、乗車定員変更等があっても抹消登録車で、現車が改造前の状態に復旧されており、新規登録上問題の無い場合はCAA判断とする 注3) 保証期間内のもはキャンセル又は車種代 3%の値引き。保証期間切れのものは原則車種代 3%の値引き(千円未満は切り捨てとし車種代の 3%が1万円に満たない場合一律1万円とする) 注4) 腐食等により現車車台番号が確認できず、登録出来ない場合、キャンセル対象 注5) 登録月の誤記入は1ヶ月5千円の減額又はキャンセル対象
	グレード・限定車	書類到着日を含む7日以内 書類到着日を含む7日以内 (キャンセルペナルティ3万円+手数料)					
	モデル年式の誤記入、国産車登録遅れ未記入、輸入車ディーラー・並行の誤記入						
	検査有効期限の誤記入 注1)						
	改造歴、乗車定員変更及び、福祉車輛、バン形状の3人乗り以下未申告、積載量の誤記入 注2)						
	新車保証書不備 注3)						
	車台番号確認不可車輛 注4)						
	車歴の誤記入(レンタカー、営業車等未申告)						
	年式の誤記入 注5)						
	ワンオーナー						
その他	成約金額20万円以下の車輛	*****	*****	*****	*****	*****	出品店の誤記入については原則値引き。 エンジン・ミッション等主要箇所の不具合大、明確な修復歴発覚はクレーム対象とし、キャンセル処理の場合は輸送費及び落札料は落札店負担
	迷惑行為(交通違反等)	随時(ペナルティ3万円)					迷惑駐車、交通違反、交通事故、その他CAA判断
	盗難車、車台番号改ざん車等、所有権の移転に法的問題のある車輛	無期限					キャンセルペナルティ 10万円+実損金 著しく日数を経過した場合 CAA 判断
	担保設定等により完全な所有権の移転ができない車輛	開催日を含む180日					出品店の責任において解除処理を行い、その設定が判明した日から30日以内に解除出来ない場合ペナルティキャンセル キャンセルペナルティ 5万円+実損金
	接合車	開催日を含む180日					キャンセルペナルティ 5万円+実損金
	車検証記載の走行距離相違	書類到着日を含む7日					出品店の責任において校正登録を行うものとし、不可能な場合、キャンセル対象
	災害車(冠水車・消化剤散布車等)	開催日を含む90日					キャンセルペナルティ 5万円+輸送費+加修費+手数料
	エンジン・ミッション規格外品の乗せ替え等	開催日を含む30日					キャンセルペナルティ 3万円+輸送費+加修費+手数料
	キャビン・ボディ規格外品(中古)の乗せ替え等	開催日を含む30日					キャンセルペナルティ 3万円+輸送費+加修費+手数料

※*****印はノークレームとします。一般クレーム申立期間は会場毎に定めます。(クレーム細則4/4参照)
 ※当日クレーム受付についてはCAA担当者による現車確認を必要とし期限は全オークション終了後1時間以内とします。(現車確認困難な場合は CAA 判断)
 ※事故内容の大きく違う車輛は別途CAA判断とします。
 ※メーター改ざん、走行不明車については推定距離にて対応し推定距離不明のものは走行10万km以上と扱います。
 ※出品票の純正のみ記入の欄は原則メーカーライン装着品としますが、ナビ、テレビは当該車輛のディーラーオプション取り付けも純正とみなします。
 ※グレード・年式等の誤記入でもグレード及び年式が上がり、何ら支障が考えられない場合はCAA判断とします。
 ※書類到着後のクレームにて、キャンセル時、加修費(妥当と思われる板金代等)請求する場合があります。
 ※クレーム申立期間は原則CAAの休日も含みます。
 ※実損金とは転売後の実費(逸失利益及び迷惑料は含まない)+加修費(内規に定める)+輸送費+CAA全手数料。
 ※現状車ブロック99点の車輛についてはノークレーム。但し記載違い、走行距離関連、法的問題はクレーム対象。その場合でも損害賠償金額上限を車両代金までとします。
 ※セールスポイント等とは、出品票セールスポイント欄内及び注意事項記入欄を言います。(但し、注意事項記載内容のクレーム裁定はCAA判断)
 ※機関係クレームは当該車輛正規ディーラー確認を原則とします。
 ※迷惑行為の内、CAAにて悪質であると判断される内容については別途裁定とします。
 ※初年度登録より10年又は、10万Km以上の車両で、エンジン・ミッション等主要箇所の不具合大によるキャンセル対応時、輸送費及び落札料は落札店負担とする。

走行メータークレーム内容	クレーム申立期間	ペナルティ	対応
・メーター改ざん ・積算計桁不足によりメーターが 1回転以上し距離が変わるもの	開催日を含む180日 但し、送付記録簿等から判明する 場合は到着日を含め30日	5万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落札車両代金 ・ 落札料 ・ 落札店までの往復輸送代 ・ 実損金(転売後実費含む)
純正新品メーターに交換されている車両	走行距離が変わるもの及び不明確なもの	開催日を含む180日 但し、送付記録簿等から判明する 場合は到着日を含め30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落札車両代金 ・ 落札料 ・ 落札店までの往復輸送代 ・ 実損金(転売後実費含む)
	走行距離が変わらないもの	書類到着日を含む7日	なし <ul style="list-style-type: none"> ・ 落札車両代金 ・ 落札料 ・ 落札店までの往復輸送代
規格外メーターに交換されている車両	走行距離が変わるもの及び不明確なもの	開催日を含む30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落札車両代金 ・ 落札料 ・ 落札店までの往復輸送代 ・ 実損金(転売後実費含む)
社外メーターに交換されている車両	走行距離が変わるもの及び不明確なもの	開催日を含む30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落札車両代金 ・ 落札料 ・ 落札店までの往復輸送代
	走行距離が変わらないもの	開催日を含む30日	なし <ul style="list-style-type: none"> ・ 落札車両代金 ・ 落札料 ・ 落札店までの往復輸送代CAA判断
走行不明出品で後日メーター改ざんが判明した車両		書類到着日を含む30日	なし <ul style="list-style-type: none"> ・ 落札車両代金 ・ 落札料 ・ 落札店までの往復輸送代

※ メーター交換車「\$」について、保証書メーター交換歴記入欄記載のみの場合でも記録とみなし使用可とします。
(記載内容により別裁定の場合有り)

1. 一般クレームの申し立て期間

会場名	クレーム申立期間
中部会場	<p>中部会場に開催翌週の月曜日午後6時まで(開催日を含む6日以内)</p> <p>但し、遠方会員及び天候不順等によりクレーム申立期間内に落札店へ車が到着しない場合に限り、事前申請によりクレーム申立期間の延長を認める場合がある。申請方法は専用紙に必要事項を記入し、クレーム申立期間の最終日の午後5時までにCAA中部会場へFAXにて申請すること。CAAが認めた場合のみ受付する。</p> <p>中部会場専用FAX:0565-29-1142</p>
東京会場	<p>東京会場に開催週の土曜日午後6時まで(開催日を含む5日以内)</p> <p>但し、遠方会員については開催翌週の月曜日午後6時までとする。</p>
岐阜会場	<p>岐阜会場に開催週の金曜日午後6時まで(開催日を含む4日以内)</p> <p>但し、認めた地域の会員については開催翌週の月曜日午後6時までとする。</p>
東北会場	<p>東北会場に開催翌週の水曜日午後6時まで(開催日を含む5日以内)</p> <p>但し、遠方会員については開催日を含む7日以内 午後6時までとする。</p>

※上記の原則的クレーム申立期間と異なる期間を定めたクレーム事由とその各クレーム申立期間はクレームの事由毎に別に定める。(クレーム細則1/4および2/4参照)

2. 遠方または認めた地域

会場名	遠方または認めた地域
中部会場	北海道、沖縄県、離島
東京会場	北海道、四国、九州、沖縄県、離島
岐阜会場	北海道、青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、群馬県、栃木県、埼玉県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、鳥取県、島根県、広島県、岡山県、山口県、四国、九州、沖縄県、離島
東北会場	北海道、新潟県、富山県、長野県、石川県、福井県、愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、大阪府、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、広島県、岡山県、山口県、四国、九州、沖縄県、離島